

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 1 9 日

各都道府県 技術管理課等担当者 殿
政令指定都市 技術管理課等担当者 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課
事業評価・保全企画官

交通誘導システム等を活用した費用計上方法について（試行）

標記について、別添のとおり各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局あて通知したので、参考までに送付する。

参考

事務連絡
令和6年2月19日

国土交通省 各地方整備局

企画部 技術管理課長 殿

国土交通省 北海道開発局

事業振興部 技術管理課長補佐 殿

内閣府 沖縄総合事務局

開発建設部 技術管理課長 殿

国土交通省

大臣官房 技術調査課

事業評価・保全企画官

交通誘導システム等を活用した費用計上方法について（試行）

交通誘導員の高齢化、就業者不足等により、地域や時期によっては交通誘導員の確保が困難な場合、受注者より映像解析AIによる交通誘導システムなど（以下、交通誘導システム等）の提案事例が見られる。

交通誘導システム等の採用は、安全性や経済性、地域の実情を総合的に勘案し決定されるものであるが、その際、交通誘導システム等が採用された場合の費用計上方法を示す。

記

1. 費用計上方法

(1) 交通誘導員の代替として、交通誘導システム等が採用された場合、交通誘導システム等の費用を共通仮設費（安全費）に見積もりにて積み上げを行う。

(2) 仮設信号等の共通仮設费率分に含まれる安全施設の代替として、交通誘導システム等が採用された場合、交通誘導システム等の見積もりから代替となる安全施設費用を控除した費用を共通仮設費（安全費）に積み上げを行う。

なお、代替となる安全施設費用についても見積りにて算出できるものとする。